

令和5・6年度

建設関連業務競争入札参加資格審査

申請の手引

〔令和6年2月期 中間受付用〕

山田町財政課入札管理係

目 次

I	資格審査申請の手続について	1
1	概要	1
2	申請の資格について	1
3	資格審査を受けることができない者	2
4	建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間等	2
5	申請書作成に当たっての注意事項	5
6	資格審査の方法	5
7	資格審査結果の通知	5
8	資格者名簿の有効期間	5
9	資格者名簿の公開	5
II	申請書類の作成方法	6
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））	6
2	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（様式3-1①）	7
3	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（様式3-1②）	8
4	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（様式3-1③）	9
5	営業所一覧表（様式3-2）	10
6	登記事項証明書又は営業証明書	11
7	営業に関する登録証明書の写し	11
8	財務諸表類の写し（直近1年分）	11
9	業種区分ごとの実績高を確認できる書類の写し	11
10	国税納税証明書	12
11	町税の滞納がないことの証明書（証明願）	12
12	申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）	12
13	山田町への申請における追加項目等及びその作成方法	12
	追加項目等一覧	13
III	資格者名簿登載後の手続について	15
1	申請書に記載した事項の変更等の届出	15
2	資格の喪失及び取消し	15
3	随時申請	15
IV	各様式の記載例	17
	様式第8号記載要領	33
別表	有資格技術者一覧表	37

I 資格審査申請の手続について

1 概要

山田町では、建設関連業務を次に掲げるとおり区分しており、これらの業務の委託契約に係る競争入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、建設関連業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載される必要があります。

コード	業種区分	業務内容
01	測量	地上測量 地図の調整 航空測量
02	建築関係建設コンサルタント	意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査一般
03	土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎 鋼構造物及びコンクリート 河川、砂防及び海岸 電力土木 道路 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設機械 造園 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 都市計画及び地方計画 港湾及び空港 建設環境 水産土木 電気・電子 交通量解析 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理 調査一般 市場調査
04	地質調査	地質調査
05	補償関係コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業・特殊補償 事業損失 補償関連 不動産鑑定

2 申請の資格について

資格審査を受けようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 業種区分に係る申請要件

次の業種区分にあつては、それぞれに定める登録を受けている必要があります。

ア 測量

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録

イ 建築関係建設コンサルタント

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録

ウ 補償関係コンサルタントのうち不動産鑑定

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項の規定による登録

(2) 業務内容に係る申請要件

申請する業務内容ごとに、以下のア及びイの要件を満たす必要があります。ただし、次の業務内容については、業務に当たり資格が不要なため、当該業務に係る実績を有している者が在籍していることが要件となります。

建築関係建設コンサルタント：調査一般

土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査

ア 別表「有資格技術者一覧表」（37 ページ以降）に掲げる資格等を有する技術者が在籍していること。

イ 当該業務内容に係る技術者が、過去 10 年間に当該業務内容に係る実績を有していること。

(3) 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）及び山田町税について、未納がないこと。

3 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定に該当しません。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 31 号の 2）第 9 条第 1 項の規定により資格の取消しを受けた者で、その処分の期間を経過していないもの

4 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

(1) 提出期間

令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 2 月 29 日（木）17 時まで

※この期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 提出書類

記載方法等の詳細については、「Ⅱ 申請書類の作成方法」及び「Ⅳ 各様式の記載例」を参照してください。

番号	提出書類	提出対象	○：必須 △：該当者のみ	注意事項
1	A 4 版紙製フラットファイル（色は任意）	○		提出書類を以下の順番どおりにファイルにとじ、 <u>背表紙及び表紙には、「商号又は名称」を記入してください。</u>
2	様式 1（共通様式） 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 <u>※ 2 枚に分かれています。</u>	○		行政書士等が代理申請をする場合は、申請者（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状（任意様式）を添付してください。
3	様式 3 - 1 ① 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	○		希望する業種区分と実績高を記載する様式です。
4	様式第 1 号 申請業務内容一覧表	○		申請できる業務内容は、2 (2) の「業務内容に係る申請要件」を満たすものに限りです。
5	様式 3 - 1 ② 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	○		在籍している有資格者の人数を記載する様式です。
6	様式 3 - 1 ③ 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	○		経営状況及び資格の取得状況を記載する様式です。
7	様式 3 - 2 営業所一覧表	△		契約締結権限を営業所等に委任しない場合は提出不要です。

8	様式第2号 委任状	△	契約締結権限を支店長・営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。(委任先を岩手県内の営業所等にする場合は、技術者が常駐かつ1年以上の営業実績を有することが要件となります。) なお、委任に当たっては、本様式に記載されている委任事項全てを代理人に委任することが必要です。
9	様式第3号 使用印鑑届	△	次のいずれかに該当する申請者は提出してください。 ・入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印(印鑑証明書の登録印)と異なる場合 ・委任状(様式第2号)を提出する場合
10	登記事項証明書又は営業証明書(写し可) ※ 申請日から3か月以内のもの	○	法人:法務局が発行する登記事項証明書(商業・法人登記)(<u>履歴事項全部証明書</u>) 個人:住民登録地の市区町村が発行する営業証明書又は事業証明書
11	営業に関する登録証明書の写し	△	提出する書類については、II 7を参照してください。
12	財務諸表類の写し(直近1年分)	○	法人:決算期に作成した貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書 個人:確定申告書の写し(事業に係る収支内訳書又は青色申告決算書等も含む)
13	業種区分ごとの実績高を確認できる書類の写し	△	提出する書類については、II 9を参照してください。
14	国税納税証明書(写し可) ※ 申請日から3か月以内のもの	○	法人:納税証明書その3の3 個人:納税証明書その3の2
15	町税の滞納がないことの証明書(証明願) ※ <u>山田町に納税義務がある者は、必ず提出すること。</u>	△	<u>山田町内に営業所を有する申請者は、必ず提出してください。</u> 法人の代表者が山田町内に住所を有する場合には、法人分に加え、代表者個人分についても証明を受けて提出してください。
16	印鑑証明書(写し可) ※ 申請日から3か月以内のもの	○	法人:本店所在地を管轄する法務局が発行したもの 個人:住民登録地の市区町村が発行したもの
17	技術者の資格を確認できる書類の写し	△	5の「様式3-1② 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表」の有資格者数(人)に計上した技術者の資格を確認できる書類(資格者証又は免状等)の写しを提出してください。なお、13の書類の提出により資格を確認できる技術者の分については、提出を省略することができます。

18	様式第4号 技術者経歴書 ※岩手県又は国土交通省様式の準用可	○	申請する全ての業務内容ごと(業種区分ごとではありません)に作成してください。
19	様式第5号 申請業務内容に係る技術者業務経歴書 ※岩手県様式の準用可	△	申請する業務内容ごと(業種区分ごとではありません)に作成してください。 <u>ただし、次の業務内容については本様式の作成は不要です。</u> 建築関係建設コンサルタント：調査一般 土木関係建設コンサルタント：交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査
20	様式第6号 申請業務内容に係る業務実績書 ※岩手県様式の準用可	○	申請する全ての業務内容ごと(業種区分ごとではありません)に作成してください。
21	様式第7号 県内営業所一覧表	△	技術者が1名以上常駐し、1年以上の営業実績がある岩手県内の営業所について記載してください。該当がない場合は提出不要です。
22	法人・個人の事業開始等申告書の写し又は営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類	△	21の「様式第7号 県内営業所一覧表」を提出した場合に、記載した営業所について1年以上の営業実績が確認できる内容の書類を提出してください。なお、登記事項証明書において登記されている営業所の分については提出不要です。
23	I S O認証取得証明書の写し	△	国際標準化機構が定めたI S O9001 又はI S O14001を認証取得している場合で、令和6年1月31日現在において登録されているものに限ります。
24	様式第8号 資本関係・人的関係調書	○	<u>資本関係・人的関係の該当がない場合でも、必ず提出してください。</u> 該当有となる基準については、33ページの「様式第8号記載要領」を参照してください。
25	様式第9号 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書	○	<u>必ず本町の様式をお使いください。提出がない場合又は本町の様式以外の様式で提出した場合は、申請を受け付けません。</u>
26	提出書類チェックリスト (No. 1、No. 2)	○	チェック済みのチェックリストは、審査結果送付用封筒を入れたクリアポケット等の次ページにとじてください。
27	審査結果送付用封筒	○	審査結果通知書を送付するための封筒です。長3号封筒に84円切手を貼り付け、宛先を明記し、クリアポケット等の透明・袋状のシートに入れ、ファイルの一番上にとじてください。

28	受付証、受付証返送用封筒	△	<p>受付を行った旨の通知が必要な場合は、受付証（任意様式）及び受付証返送用封筒（84円切手を貼り付けしたもの）若しくは官製はがきを使用した受付証（任意様式）を併せてご提出ください。</p>
----	--------------	---	---

(3) 申請書の提出先

- ア 提出場所 山田町役場財政課入札管理係
- イ 所在地 〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
- ウ 電話番号 0193-82-3111（内線427、428）

(4) 申請書の提出方法

直接持参又は郵送してください。（郵送の場合は、提出期限内に必着とします。）

5 申請書作成に当たっての注意事項

- (1) 提出部数は1部です。複数の業種区分を申請しようとする場合も、業種区分ごとに申請するのではなく、まとめて申請してください。
- (2) 申請書は、令和6年1月1日現在（以下「審査基準日」という。）の状況で作成してください。
- (3) 技術者の資格の確認資料や計算書類など枚数の多い書類については、内容が確認できる程度に集約コピー又は両面コピーしていただいて差し支えありません。
- (4) 提出書類は、4(2)の表の中で準用を認めたものに限り、岩手県又は国土交通省の様式を使用できるものとします。
- (5) 提出書類に押印する印鑑については、委任状（様式第2号）及び使用印鑑届（様式第3号）の使用印欄を除き、全て実印（印鑑証明書の登録印）としてください。

6 資格審査の方法

資格審査は、業種区分及び業務内容ごとに行っており、資格要件に適合すると認められた方については、令和5・6年度の資格者名簿に登載します。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和6年6月下旬頃（予定）に文書で通知します。

8 資格者名簿の有効期間

今回の申請による資格者名簿の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間の予定です。

9 資格者名簿の公開

今回の申請による資格者名簿は、令和6年7月上旬頃（予定）から山田町ホームページに掲載する方法により公表します。

II 申請書類の作成方法

申請書類の記載事項の基準日については、特筆がない限り、I 5 (2)の審査基準日としてください。

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））

- (1) 英数字については、半角で入力してください。
- (2) 様式中「※」と記載されている項目については、何も記載しないでください。
- (3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載してください。
 なお、「新規」とは、山田町に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請をしたことがあっても前回の申請を行っていない場合をいいます。
- (4) 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けている場合に、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください（登記事項証明書に記載されている「会社法人等番号」とは異なります）。なお、個人事業者等、法人番号がない場合には記載を要しません。
- (5) 「03 業者コード」及び「05 建設業許可番号」欄については、記載を要しません。
- (6) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合である場合に、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (7) 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、次の表の略号を用いてください。

なお、この表の区分に該当しない法人については、本様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

- (8) 「11 代表者氏名」欄において、ミドルネームを持つ方については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載してください。この方法によることができない場合は、全てを「姓」欄に記載してください。
 なお、本様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載してください。
- (9) 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに数字のみを記載してください。内線番号欄は、該当がある場合に記載してください。なお、ファックス番号がある場合は、12欄の欄外右側に追加で記載をお願いします。
- (10) 「17 担当者メールアドレス」欄については、山田町からの種々の連絡に対応できるEメールアドレスを記載してください。アドレスがない場合は記載不要です。
- (11) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士等が委任を受けて代理申請する場合に記載してください。なお、従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要です。

(12) 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）である場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載してください。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(13) 「20 営業年数」欄には、登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から審査基準日までの期間（1年未満切り捨て）を記載してください。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）を記載してください。

(14) 「21 常勤職員の人数（人）」欄については、次により記載してください。

ア 「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、審査基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の人数を記入してください。

イ 「③ その他の職員」欄には、ア以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めた人数を、個人にあっては事業主を含めた人数をそれぞれ記載してください。

ウ 「④ 合計」欄には、①～③の合計人数を記入してください。

エ 「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の人数を内数で記載してください。

(15) 「22 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書に記載の設立年月日を記載してください。なお、個人事業者の場合には記載不要です。

(16) 「23 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）に当たる場合に「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載してください。これに該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載してください。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

2 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（様式3-1①）

「24 測量等実績高」の各欄については、次により記載してください。なお、建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないでください。

(1) 「競争参加資格希望業種区分」欄は、I 1の表に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種区分の名称を「業種名」欄に、同業種のコードを「コード」欄に記載してください。

(2) 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「年 月から 年 月まで」と記された欄に、該当する決算期の年月を記載してください。

(3) 「直前々年度分決算」欄には審査基準日の直前1年度分決算（審査基準日の直前の事業年度の決算のことをいう。以下同じ。）の前の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄には審査基準日の直前1年度分決算による実績高を、「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2か年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種区分ごとに記載してください（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種区分以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載してください。

(4) 決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、

当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。

- (5) 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載してください。

3 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（様式3-1②）

「25 有資格者数」欄については、下表の右欄及び37ページ以降の別表「有資格技術者一覧表」に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載してください。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないでください。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級 建築士	一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級 建築士	一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
1級土木施工 管理技士	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの1級に合格した者
2級土木施工 管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの2級に合格した者
測量士	測量法による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者

司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者	
RCCM	一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者	
技術士	総合技術 監理部門	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	上下水道 部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気電子 部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格した者
	衛生工学 部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を衛生工学部門とするものに合格した者
	環境部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を環境部門とするものに合格した者
	水産部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を水産部門とするものに合格した者
その他	建設業法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者	
	電気事業法(昭和39年法律第170号)による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状の交付を受けている者	
	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し7年以上の実務の経験を有する者	
	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者	

4 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表(様式3-1③)

各項目の記載方法は、それぞれに掲げるとおりとなります。

(1) 「26 自己資本額」欄については、次により記載してください。

ア 「① 株主資本」欄には、次の計算式により算出した金額を記載してください(百円単位は四捨五入)。また、申請者が外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段の()内に外国資本の額を内数で記載してください。

計算式：払込済資本金の額＋（新株式申込証拠金の額＋資本剰余金の額＋利益剰余金の額＋自己株式申込証拠金の額）－自己株式の額

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合は、上記計算式によらずにそれぞれに掲げる算出方法により本欄を記載してください。

(ア) 有限会社：出資払込金の額＋出資申込証拠金の額

(イ) 組合：組合の基本財産の額＋組合員の払込資本金の額＋利益剰余金の額

(ウ) 所得税青色申告決算書により確定申告を行う個人事業者：確定申告書控えの貸借対照表から、次の式により算出し、「④ 計」欄にも同じ金額を記載すること。

計算式：（事業主借の額＋元入金の額＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸の額

(エ) 所得税確定申告書Bにより確定申告を行う個人事業者：自己資本額は「0」とすること
イ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合に、その合計の額を記載してください。

ウ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にその額を記載してください。

(2) 「27 経営状況（流動比率）」欄の「① 流動資産」及び「② 流動負債」の各欄は、直前1年度分決算の数値により記載してください（百円単位は四捨五入）。「③ 流動比率」欄は、小数点以下第二位を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載してください。

(3) 「28 登録を受けている事業」欄については、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に当該事項を記載してください。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

(4) 「29 営業年数の詳細」の「④ 営業年数」欄の年数は、1の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））の「20 営業年数」欄の年数と一致させてください。

5 営業所一覧表（様式3-2）

(1) この様式は、申請日現在の情報で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。なお、営業所にファックス番号がある場合は、余白部分に追加で記載をお願いします。

契約締結権限を営業所等に委任しない場合は、本様式は作成不要です。

(2) 「営業区域コード」については、下記のコードとします。様式内の本項目の内容を変更しないでください。

コード	営業区域
01	山田町全域

6 登記事項証明書又は営業証明書

以下の証明書で、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。(写し可)

【法人の場合】法務局が発行する登記事項証明書（商業・法人登記）（履歴事項全部証明書）

【個人事業者の場合】住民登録地の市区町村が発行する営業証明書又は事業証明書

なお、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。

7 営業に関する登録証明書の写し

「競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（様式3-1③）」の「28 登録を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書で、申請書提出日の3か月以内に発行されたものを提出してください。登録を希望しない業種区分に係るものについては提出不要です。

なお、測量業者については、証明書に代え「測量法に基づく測量業者としての登録（更新）通知書」の写しを提出してください。また、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を受けている方は、当該登録の通知の写しで差し支えありません。

8 財務諸表類の写し（直近1年分）

申請者が自ら作成している直前1年度分決算に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書をいいます。全ての申請者が提出対象となります。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書、個人事業者にあつては確定申告書及び収支内訳書又は青色申告決算書等が該当します。

9 業種区分ごとの実績高を確認できる書類の写し

業種区分ごとの実績高を確認するため、下記のいずれかの登録を受けている方は、それぞれに掲げる書類の写しを提出してください。

(1) 測量法の規定による登録

測量法第55条の8の規定による書類のうち、次の書類の写し

ア 「財務事項一覧表」（直前2年分）

イ 「添付書類（ホ）使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の人数」（直前1年分）

(2) 建設コンサルタント登録規程に定める登録

建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し

ア 「ハ 直前1年の事業収入金額」（直前2年分）

イ 「ニ 使用人数」（直前1年分）

ウ 「ホ 技術管理者」（直前1年分）

エ 「ヘ 技術士等一覧表」（直前1年分）

オ 「ト 財務事項一覧表」（直前1年分）

(3) 地質調査業者登録規程に定める登録

地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し

- ア 「ハ 直前1年の事業収入金額」 (直前2年分)
- イ 「ニ 使用人数」 (直前1年分)
- ウ 「ホ 技術管理者、現場管理者」 (直前1年分)
- エ 「ヘ (1)規程第3条第1号イ若しくはハに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の一覧表」 (直前1年分)
- オ 「ヘ (2)規程第3条第2号イに掲げる資格又はこれと同等以上の資格を有する技術者の数」 (直前1年分)
- カ 「ト 財務事項一覧表」 (直前1年分)

(4) 補償コンサルタント登録規程に定める登録

補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書のうち、次の書類の写し

- ア 「ハ 直前1年の事業収入金額」 (直前2年分)
- イ 「ニ 使用人数」 (直前1年分)
- ウ 「ホ 財務事項一覧表」 (直前1年分)

10 国税納税証明書

国税(所得税又は法人税、消費税及び地方消費税)に係る納税証明書で、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。(写し可。全ての申請者が提出対象となります。)

【法人の場合】納税証明書(その3の3)

【個人事業者の場合】納税証明書(その3の2)

11 町税の滞納がないことの証明書(証明願)

山田町に納付すべき町税に係る納税証明書となります。申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。

この書類は、山田町に納税義務がある申請者が提出の対象となります。山田町内に営業所を有する申請者は必ず提出してください。なお、法人の代表者の住所が山田町内にある場合は、代表者個人分についても証明を受けて提出してください。

様式は「証明願」を使用し、「証明願」及び「税証明交付申請書」に必要事項を記入した上で、山田町役場税務課で証明(発行)を受けてください。

12 申請に係る委任状(代理人による申請をする場合)

行政書士等の代理人により申請する場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状(正本、任意様式)を提出してください。なお、自社の従業員が持参して提出する場合は、この書類の作成は不要です。

なお、本委任状の要件は以下のとおりです。

- (1) 委任状の日付が申請書提出日の直前3か月以内のものであること
- (2) 委任の範囲が具体的に記載してあること(ただし、資格審査結果通知書の受領の権限を委任することはできません。)
- (3) 受任者が行政書士の場合は、登録番号(行政書士証票の番号)の記載があること
- (4) 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

13 山田町への申請における追加項目等及びその作成方法

山田町において、独自に追加する項目及び添付資料については、次ページの追加項目等一覧のとおりです。各書類の記載内容等については17ページ以降の記載例をそれぞれ参照してください。

追加項目等一覧(岩手県山田町)

①追加する項目						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	申請業務内容一覧表(様式第1号)	申請する業種区分ごとに、登載を希望する業務内容について、本様式に取りまとめること。	○	○	申請する業務内容を確認するため。	1ページのI2(2)の「業務内容に係る申請要件」を満たす業務に限り申請することができるものとする。
2	技術者の資格を確認できる書類の写し	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表(様式3-1②)の有資格者数(人)に計上した技術者の資格を確認できる書類(資格者証又は免状等)の写しを提出すること。	○	○	申請する業務に係る技術者が在籍している事実を確認するため。	文字が読み取れる範囲であれば集約コピーの提出でも可能とする。 なお、11ページのII9の「業種区分ごとの実績高を確認できる書類の写し」に掲げる各書類の提出により資格を確認できる技術者の分については提出の省略を可とする。
3	技術者経歴書(様式第4号)	申請する全ての業務内容ごとに、対応する全ての技術者の経歴について、本様式に取りまとめること。	○	○	申請する業務について、技術者の経歴を確認するため。	建設関係コンサルタント:調査一般、土木関係建設コンサルタント:交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査についても作成すること。 なお、本様式に代えて、岩手県様式第4号又は国土交通省の「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」様式4による提出を可とする。
4	申請業務内容に係る技術者業務経歴書(様式第5号)	申請する業務内容ごとに、代表する技術者1名の過去10年間の主な業務経歴について、本様式に記載すること。	○	○	申請する業務について、技術者が過去10年間に当該業務に係る実績を有しているか確認するため。	本様式に代えて、岩手県様式第5号による提出を可とする。 なお、建築関係建設コンサルタント:調査一般、土木関係建設コンサルタント:交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査については本様式の作成を不要とする。
5	申請業務内容に係る業務実績書(様式第6号)	申請する全ての業務内容ごとに、申請者の過去10年間の主な完成業務及び未完成業務実績について、本様式に記載すること。	○	○	申請する業務について、当該業務の実績を確認するため。	建築関係建設コンサルタント:調査一般、土木関係建設コンサルタント:交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査についても作成すること。 なお、本様式に代えて岩手県様式第6号による提出を可とする。

②追加する添付資料						
番号	添付資料名	添付資料の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	委任状(様式第2号)	契約締結権限を代表者でなく、営業所一覧表(様式3-2)に記載した営業所等に委任する場合に作成すること。	○	○	支店・営業所等の契約締結権者を確認するため。	委任に当たっては、複数の営業所等への委任は認めない。また、岩手県内の営業所に委任する場合は技術者が常駐し、1年以上の営業実績を有することが必要となること。 契約締結権限を委任しない場合は提出不要とする。
2	使用印鑑届(様式第3号)	印鑑証明書の登録印(実印)と契約書等に押印する使用印が異なる場合に作成すること。契約締結権限についての委任状(様式第2号)を提出する場合は、必ず提出すること。	○	○	契約書等への使用印の印影を確認するため。	契約締結権限を委任しない場合かつ印鑑証明書の登録印(実印)を使用する場合は提出不要とする。
3	印鑑証明書	法人の場合は、本店所在地を管轄する法務局で発行されたもの。 個人事業者の場合は、住民登録地の市区町村で発行されたもの。	○	○	契約書等使用印の印影を確認するため。	全ての申請者が提出すること。申請書提出日の直前3か月以内に発行された証明書(写し可)を提出すること。
4	県内営業所一覧表(様式第7号)	岩手県内に、技術者が1名以上常駐し、1年以上の営業実績がある営業所(本店を除く)を有する場合に作成すること。	○	○	岩手県内に、技術者が1名以上常駐している営業所の状況を確認するため。	該当がない場合は作成不要とする。
5	法人・個人の事業開始等申告書の写し又は営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類	県内営業所一覧表(様式第7号)に記入した営業所について、岩手県又は岩手県内各市町村に提出した事業開始等申告書の写しを提出すること。 事業開始等申告書が提出できない場合は、法人事業税又は市町村民税の納税証明書等、営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類を提出すること。	○	○	様式第7号に記載した営業所が、1年以上の営業実績を有しているか確認するため。	商業・法人登記において登記されている営業所の分については提出不要とする。
6	ISO認証取得証明書の写し	国際標準化機構が定めたISO9001又はISO14001を認証取得している場合で、令和6年1月31日現在において登録済み、かつ、有効な登録証などの認証取得証明書の写しを提出すること。なお、英文のみの証明書の写しを提出する場合には、その日本語訳も併せて添付すること。	○	○	ISO認証の取得情報を確認するため。	審査登録機関に登録を申請中の段階で、認証取得証明書の写しを提出できない場合は、取得しているものとしては認めていない。 また、該当がない場合は提出不要とする。
7	資本関係・人的関係調書(様式第8号)	一定の資本関係・人的関係に該当する者の有無についての調書	○	○	山田町に入札参加資格審査申請をしている他の者との一定の資本関係・人的関係の有無を確認するため。	該当がない場合でも必ず提出すること。作成に当たっては、33ページ「様式第8号記載要領」を参照すること。
8	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式第9号)	暴力団等に該当しないことについての誓約書	○	○	山田町暴力団排除条例(平成25年山田町条例第8号)に基づき、申請者が暴力団等に該当しないことを確認するため。	本町の様式を必ず使用するとともに、全ての申請者が必ず提出すること。提出がない場合又は他自治体の様式を使用した場合は、申請を受け付けない。

Ⅲ 資格者名簿登載後の手続について

1 申請書に記載した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、以下に記載する提出書類を、郵送又は直接持参の方法により、I 4 (3)の「申請書類の提出先」まで提出してください。

(1) 次のいずれかに変更がある場合は、その都度、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式第 10 号）を提出してください。なお、変更届の記載例及び必要となる添付書類の例は、35 ページを参照してください。

- ア 所在地、電話番号等を変更した場合
- イ 商号又は名称、代表者又は受任者等を変更した場合
- ウ 県内営業所等一覧表（様式第 7 号）に記載した営業所を廃止した場合
- エ 資本関係・人的関係に変更があった場合

(2) 申請した業種区分について廃業した場合は、廃業届（様式第 11 号）を提出してください。

2 資格の喪失及び取消し

(1) 資格の喪失

資格者が、次のいずれかに該当することとなった場合には、資格が失われます。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者となった場合（未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定に該当しません。）
- イ 法令の規定により業務に関する登録を抹消された場合

(2) 資格の取消し

資格者が、次のいずれかに該当するときは、資格が取り消されることがあります。

- ア 契約の履行に当たり、故意に建設関連業務、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでに掲げる事項のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- キ I 3 (2)に該当する者であることが判明した場合で極めて悪質であると町長が認めたとき。
- ク 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると町長が認めたとき。

3 随時申請

次の各号のいずれかに該当し、資格者名簿への登載を希望する場合には、その理由が生じた都度資格審査を受けることができます。

なお、**提出前に財政課入札管理係に連絡し**、郵送又は直接持参の方法により、I 4 (3)の「申請書類の提出先」まで提出してください。

(1) 新たに資格基準を具備するに至った場合

- (2) 資格者名簿に登載されている者から営業又は事業の全部又は一部を承継した場合
- (3) 資格者名簿に登載されている者が営業又は事業の一部を譲渡した場合
- (4) 2 (1)イに該当するとして資格を失った後、新たに法令の規定による登録を受けた場合
- (5) 2 (2)に該当するとして資格を取り消され、その期間が経過した場合

IV 各様式の記載例

記載例（様式1（共通様式））1枚目

様式1（共通様式）

01	○ 新規 更新	02 受付番号※		04 法人番号	1234567890123	06 適格組合証明	取得年月日	年	月	日
		03 業者コード		05 建設業許可番号	-		番号			号

業者コードは記載不要です。

注) 05については建設工事に係る競争について申請する場合に記入する。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

令和6年度に 山田町 で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 6 年 2 月 〇〇 日

山田町長 殿

07	本社(店)郵便番号	028	-	1341
08	本社(店)住所	岩手県	下閉伊郡山田町	八幡町3番20号

09	フリガナ 商号又は名称	略号	ヤマダコンサルタント
		(株)	山田コンサルタント

法人の種類が商号の後ろにつく場合
 (例：山田コンサルタント株式会社)
 でも、商号のみの記載で差し支えありません。
 法人の種類は、略号欄で選択してください。

10	代表者役職	代表取締役	
11	フリガナ 代表者氏名	セイ： ヤマダ	メイ： タロウ
		姓： 山田	名： 太郎

様式1（共通様式）への押印は不要とします。

12	本社(店)電話番号	0193	-	82	-	3111
13	担当者	部署名 (所属名) 役職名	総務部			

FAX：0193-82-4989

ファックス番号がある場合、余白部分に記入をお願いします。

セイ：	ヤマダ	メイ：	ジロウ
姓：	山田	名：	二郎

14	担当者郵便番号	028	-	1371
15	担当者住所	岩手県	下閉伊郡山田町	船越第6地割52番地8

16	担当者電話番号	0193	-	84	-	3232	(内線番号	123	
17	担当者メールアドレス	yamada_funakoshi @ tantousya.jp							

※本社(店)と同じ場合には、「本社と同じ」と記載

記載例（様式1（共通様式））2枚目

（18 代理申請時使用欄）

18欄は、行政書士等が代理で申請書を提出する場合にのみ記載してください。自社の社員が提出する場合は、記載不要です。

18 申請代理人氏名

セイ： メイ：
 姓： 名： 行政書士登録番号

郵便番号 -

住所 都道府県 市区町村 町名番地

電話番号 - -

メールアドレス @

19 外資状況

<input checked="" type="checkbox"/> 1 外資なし	<input type="checkbox"/> 2 外国籍会社 [国名： <input type="text"/>]	<input type="checkbox"/> 3 日本国籍会社 [国名： <input type="text"/>] (外資比率：100%)	<input type="checkbox"/> 4 日本国籍会社 [国名： <input type="text"/>] [国名： <input type="text"/>] (外資比率： <input type="text"/> %) (外資比率： <input type="text"/> %)
--	--	--	---

20 営業年数 年 (合併等後 年 ヶ月)
 ↑ 建設工事の競争入札参加資格申請において、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合に記載。

21 常勤職員の人数(人)

①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④合計	⑤役職員等(④の内数)
<input type="text" value="20"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="80"/>	<input type="text" value="5"/>

22 設立年月日(和暦) 年 月 日

23 みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。

この様式も忘れずに印刷してください。

様式3-1① (競争参加資格希望業種表・経営状況調査表)

※ 受付番号

※ 業者コード

競争参加資格希望業種表・経営状況調査表(測量・建設コンサルタント等)

24 測量等実績高

① 競争参加資格希望業種区分		② 直前々年度分決算				③ 直前年度分決算				④ 前2ヶ年間の平均実績高 (千円)
		年	月	月	月	年	月	月	月	
業種名	コード	年	月	月	月	年	月	月	月	
測量	01									120,000
建築関係建設コンサルタント	02									26,000
土木関係建設コンサルタント	03									25,000
その他										
合計		0			122,000	0			220,000	171,000

申請を希望する業種区分を記載してください。
記載する業種区分及びコードについては、1ページのI1の表を参照してください。

記載例(様式第1号 申請業務内容一覧表)

様式第1号

申請業務内容一覧表

希望する業務内容の右欄に「○」をつけてください。I 2(2)の「業務内容に係る申請要件」を満たす業務に限り申請することができます。

業種区分	業務内容	○印	業種区分	業務内容	○印	業種区分	業務内容	○印
01. 測量	地上測量	○	03. 土木関係建設コンサルタント	道路	○	03. 土木関係建設コンサルタント	電算関係	
	地図の調整	○		トンネル			計算業務	
	航空測量			施工計画、施工設備及び積算			資料等整理	
02. 建築関係建設コンサルタント	意匠	○		建設機械			施工管理	
	構造			造園			調査一般	
	暖冷房			鉄道		市場調査		
	衛生			上水道及び工業用水道		04. 地質調査	地質調査	
	電気			下水道		05. 補償関係コンサルタント	土地調査	
	建築積算	○		農業土木			土地評価	
	機械設備積算			森林土木			物件	
電気設備積算		都市計画及び地方計画		機械工作物				
調査一般		港湾及び空港		営業・特殊補償				
03. 土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎		建設環境		事業損失			
	鋼構造物及びコンクリート		水産土木		補償関連			
	河川、砂防及び海岸		電気・電子		不動産鑑定			
	電力土木		交通量解析					

備考

申請する業務内容の右欄に○印をつけてください。ただし、建築関係建設コンサルタントにおける調査一般並びに土木関係建設コンサルタントにおける交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査以外の業務については、別表「有資格技術者一覧表」の資格等欄に掲げる資格等を有する技術者が現に在籍し、かつ、当該業務に係る技術者が過去10年間に当該業務に係る実績を有している場合に限りません。

記載例 (様式3-1② 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表)

この様式は、資格ごとの延べ人数で記載してください。ただし、等級別の資格(士・士補、1級・2級等)については、上位等級に算入してください。

様式3-1② (競争参加資格希望業種表・経営状況調査表)

※ 受付番号

※ 業者コード

II 3の表の「有資格者」欄及び37ページ以降の別表「有資格技術者一覧表」に掲げる有資格者の数を、それぞれ該当する欄に記載してください。

25 有資格者数(人)

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算 資格者	1級土木 施工管理技士	2級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	港湾海洋 調査士	不動産鑑定士
		2	3			1	3	5	7			

不動産鑑定士補	土地家屋調査士	司法書士	RCCM	技術士								
			1	総合技術監理 部門	建設部門	農業部門	森林部門	上下水道部門	電気・電子部門	機械部門	地質調査	衛生工学部門
					2							

技術士		管工事施工管 理技士	電気工事施工 管理技士	1級造園施工管 理技士	電気主任 技術者	補償又はこれら に関連する業務 に関し7年以上の 実務の経験を有 する者	インテリアコー ディネーター	インテリア プランナー	JSCA 建築構造士	電気工事士	農業土木 技術管理士	畑地かんがい 技士
環境部門	水産部門											

林業技士	地質調査 技士	補償業務 管理士	土地改良 補償業務 管理者									

その他

上4行に掲げる他に、申請する業種区分及び業務内容に関連する有資格者が在籍している場合は、「その他」に当該資格の名称と有資格者の人数を記載してください。

その他

記載例 (様式3-1③ 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表)

様式3-1③ (競争参加資格希望業種表・経営状況調査表)

※ 受付番号 ※ 業者コード

26 欄と 27 欄については、直前1年分の財務諸表類から該当する数値を記載してください。

26 自己資本額

区 分	直前決算時(千円)
① 株 主 資 本 (うち外国資本)	10,000 (2,000)
② 評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,000
③ 新 株 予 約 権	5,000
④ 計	17,000

27 経営状況(流動比率)

区 分	直前年度分決算
① 流動資産 (a)	15,000 (千円)
② 流動負債 (b)	10,000 (千円)
③ 流動比率 (a/b×100)	150.0 (%)

28 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 0-00000 号	令和 3 年 4 月 1 日	建築士事務所	第 0-00002 号	令和 5 年 4 月 5 日	建設コンサルタント	第 0-00001 号	令和 2 年 4 月 8 日
地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

29 営業年数の詳細

① 創 業	平成 1 年 1 月 20 日
② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
④ 営 業 年 数	34 年

記載例 (様式3-2 営業所一覧表)

様式3-2 (営業所一覧表)

※ 受付番号

※ 業者コード

1 / 1 頁

営業所一覧表 (測量・建設コンサルタント等)

番号		01				営業区域コード											
営業所の名称		船越営業所				01											
営業所の代表者	役職	所長															
	フリガナ	ヤマダ		シロウ		※左欄にセイ、右欄にメイを記載											
	氏名	山田		四郎		※左欄に姓、右欄に名を記載											
営業所の所在地	郵便番号	028	-	1371													
	都道府県	岩手県															
	市区町村	下閉伊郡山田町															
	町名番地	船越第6地割52番地8															
連絡先	電話番号	0193	-	84	-	3232	(内線番号)	123									
	メールアドレス	yamada-funakoshi			@	juninsya.jp											

ファックス番号がある場合は、余白部分に記入してください。

FAX:0193-84-3097

番号		02				営業区域コード											
営業所の名称																	
営業所の代表者		1 この様式には、契約締結権限を委任する営業所等について記載してください。なお、委任先 (代理人) は1者に限り ります。															
営業所の所在地	役職																
	氏名					※左欄に姓、右欄に名を記載											
	郵便番号		-														
営業所の所在地	都道府県																
	町名番地																
連絡先	電話番号																
	メールアドレス				@												

2 この営業所一覧表を作成した際は、委任状 (様式第2号)、使用印鑑届 (様式第3号) を併せて提出してください。

※ 契約締結権限を営業所等の代理人に委任しない場合は、この様式は提出不要です。

記載要領

- 1 本表は、申請先地方公共団体の競争に参加するに当たって、本社(店)から受任する支店等営業所の状況について、申請日時点で作成すること。
- 2 「電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、()を用いずに、数字のみを記載すること。
- 3 「メールアドレス」欄には、申請先地方公共団体からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。
- 4 「営業区域コード」欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコード(記載要領参照)を記載すること。
- 5 記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

(記載例)

様式第2号

委 任 状

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田コンサルタント株式会社

代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎

実印

私は、下記により代理人と定め、令和6年7月1日から令和7年6月30日まで下記の権限を委任します。

委任期間は、資格者名簿の有効期間としてください。

記

1 代理人 住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町船越第6地割52番地8

商号又は名称 山田コンサルタント株式会社 船越営業所

職・氏名 所長 山田 四郎

使用印

2 委任事項

- (1) 入札及び見積りに関する件
- (2) 契約の締結に関する件
- (3) 保証金の納付、還付請求及び領収に関する件
- (4) 代金及び前払金の請求及び受領に関する件
- (5) 契約の履行に関する件
- (6) 復代理人の選任及び解任に関する件
- (7) 完成保証に関する件
- (8) 前各号に付随する件

委任先(代理人)は1者に限ります。

入札、契約等に使用する代理人の印鑑を押印してください。

この様式は、入札、契約等の契約締結権限を営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。なお、委任先を岩手県内の営業所等にする場合は、技術者が常駐しかつ1年以上の営業実績を有している営業所等であることが必要です。

なお、委任に当たっては、上記の8項目全てを代理人に委任することが条件です。

※人事異動等で受任者の変更があった場合は、必ず変更後の委任状を提出してください。その際の委任期間は、前任者の残存期間としてください。

(記載例)

様式第3号

使用印鑑届

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格
審査申請書(様式1(共通様式))」
の記載内容と一致させてください。
また、押印する印鑑は、印鑑証明
書の登録印としてください。

住所(所在地) **岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号**

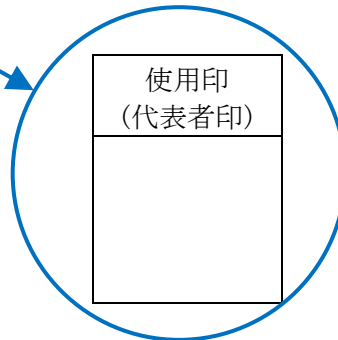
商号又は名称 **山田コンサルタント株式会社**

代表者職氏名 **代表取締役 山田 太郎** 実印

私は、下記の印鑑を山田町との入札(見積)、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用したい
のでお届けします。

契約書及び請求書に使用
する印鑑を押印してくだ
さい。
※ 契約締結権限を委任す
る場合は、「委任状(様式
第2号)」の受任者印を押
印してください。

記



この様式は、次のいずれかに該当する場合に作成してください。

- ・ 入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印(印鑑証明書の登録印)と異なる場合
- ・ 委任状(様式第2号)を提出する場合

(記載例)

証 明 願

令和 6 年 2 月 〇〇 日

山田町長 佐 藤 信 逸 様

願出人 所在地 (住所) 山田町八幡町 3 番 2 0 号

会社名 (氏名) 山田コンサルタント株式会社
代表取締役 山田 太郎

願出人にかかる町税は、滞納がないことを証明願います。

上記願出のとおり滞納がないことを証明する。

令和 年 月 日

所在地、会社名を記入し、山田町役場税務課にて証明を受けてください。
(願出人欄の押印は不要です。)
法人の代表者が山田町に住所を有している場合は、代表者個人分についても証明を受けてください。

山田町長 佐 藤 信 逸

山田町の町税の納税義務がある場合は、本様式を作成し、証明を受けた上で提出してください。

※ 山田町内に本店又は営業所を有する申請者は必ず提出してください。

※この様式は山田町用です。市町村によって異なりますので、所在地の市町村へお問い合わせください。

様式第4号

申請業務内容一覧表(様式第1号)において申請した「業種区分」及び「業務内容」を記入してください。

(業務内容) 土木関係建設コンサルタント(道路)

(記載例)

技術者経歴書

37ページ以降の別表「有資格技術者一覧表」の資格等欄に掲げる資格等を記載してください。
 なお、部門別の資格(技術士等)を保有している場合には、その部門名まで記入してください。

氏名	最終学歴		法令による免許等		業務経歴	経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名称	取得年月日		
花巻 一郎	〇〇大学	土木工学科	技術士(建設一道路)	平成8年3月4日	〇〇市中央道路予備設計業務	39年9月
北上 二郎	〇〇大学	開発工学科	技術士(建設一道路)	平成3年3月11日	〇〇道路整備効果検討業務	24年9月
宮古 三郎	〇〇高校	土木科	RCCM(道路)	平成12年3月14日	〇〇道路調査設計	37年9月
				年 月 日		年 月
<p>1 本様式は、申請する全ての業務内容ごとに作成してください。</p> <p>※建築関係建設コンサルタント:調査一般、土木関係建設コンサルタント:交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査についても作成してください。</p> <p>2 建設業務に専ら従事する常勤の役員及び職員のうち、全ての技術者について記入してください。</p> <p>3 本様式に代えて、岩手県様式第4号による作成又は国土交通省の「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」様式4の写しの提出としても差し支えありません。</p>						

記載要領

- この表は、申請する業務内容ごとに作成すること。
- 学校の種類の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
- 法令による免許等の欄には、業務に関し法律若しくは命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例: 〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士等)
- 業務経歴の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等に従事した職種及び地位を記載すること。

申請業務内容一覧表(様式第1号)において申請した「業種区分」及び「業務内容」を記載してください。

(記載例)

業種区分ごとの技術者の氏名を記入してください。

申請業務内容に係る技術者業務経歴書

(申請業務内容名) **土木関係建設コンサルタント(道路)** (技術者名) **北上二郎**
 (申請業務内容に係る保有資格等名) **技術士(建設一道路)**

従 事 業 務 名	従 事 期 間
〇〇都市計画道路資料作成業務	平成30年5月8日～平成30年11月15日
〇〇自動車道道路計画検討業務	令和元年6月4日～令和2年5月24日
〇〇市中央道路予備設計業務	令和2年7月16日～令和2年11月22日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
<p>1 申請する業務内容ごとに作成してください。 ※建築関係建設コンサルタント:調査一般、土木関係建設コンサルタント:交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査については本様式を作成する必要はありません。</p> <p>2 「従事業務名」欄及び「従事期間」欄においては、「技術者名」欄に記入した技術者が、申請する業務内容について、過去10年間に従事した業務経歴を記入してください。</p> <p>3 申請する業務内容に係る技術者が複数名いる場合においては、代表する1名について作成してください。</p> <p>4 本様式に代えて、岩手県様式第5号により作成しても差し支えありません。</p>	

「技術者名」欄に記入した技術者が有する資格のうち、37ページ以降の別表「有資格技術者一覧表」の資格等欄に掲げる資格等名を記入してください。

備考 この表は申請する業務内容ごとに作成し、技術者における過去10年間の業務経歴について主なものを記載してください。

申請業務内容一覧表(様式第1号)において申請した「業種区分」及び「業務内容」を記入してください。

(記載例)

申請業務内容に係る業務実績書

消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。

(申請業務内容名) **土木関係建設コンサルタント(道路)** (商号又は名称) **山田コンサルタント(株)**

発注者	実施業務名	業務の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金の額	業務履行期間	主な担当技術者
国土交通省 〇〇地方整備局 〇〇県	〇〇国道999号取付道路詳細設計	道路詳細設計3箇所 L=1.065 km	〇〇県	千円 69,200	平成30年8月 ～令和元年6月	花巻一郎
	県道99号バイパス予備設計	予備修正設計 L=5.0 km	〇〇県	千円 44,500	令和元年7月 ～令和2年3月	宮古三郎
<p>1 申請する全ての業務内容ごとに作成してください。 ※ 建築関係建設コンサルタント:調査一般、土木関係建設コンサルタント:交通量解析、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査についても作成してください。 2 過去10年間に発注者から直接請け負った業務のうち、主な完成業務及び過去10年間に着手した主な未完成業務について記入してください。(再委託された業務及び工事請負契約による完成工事等は記入しないでください。) 3 本様式に代えて、岩手県様式第6号により作成しても差し支えありません。</p>						

備考

- (1) この表は、申請業務内容一覧表(様式第1号)において申請した業務内容ごとに作成してください。
- (2) この表は、過去10年間の主な完成業務及び過去10年間に着手した主な未完成業務について記載してください。
- (3) 業務の規模等の欄には、例えば測量の面積、精度、設計の階数、構造、延べ面積等を記載してください。

(記載例)

県内営業所一覧表

商号又は名称 山田コンサルタント(株)

営 業 所						
名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	F A X 番号	常駐技術者氏名	技術者数 (人)
宮古営業所	宮古市〇〇町 99-9	027-××××	0193-63-××××	0193-63-××××	宮古 三郎	2人
盛岡営業所	盛岡市〇〇町 99-9	020-××××	019-622-××××	019-622-××××	花巻 一郎	1人

記入した営業所に常駐する技術者のうち、代表する1名の氏名を記入してください。

「常駐技術者氏名」に記入した技術者を含む常駐する技術者の人数を記入してください。

1 岩手県内に技術者が1名以上常駐し、1年以上の営業実績がある営業所(本店を除く)を有する場合に作成してください。

2 記載した営業所について、1年以上の営業実績が確認できる内容の書類(法人・個人の事業開始等申告書の写し又は営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類)を添付してください。なお、登記事項証明書において登記されている営業所については、この書類の添付は不要です。

※ 該当する営業所がない場合は作成不要です。

備考 「技術者数 (人)」の欄には、営業所に常駐する技術者の人数を記載してください。

(記載例)

様式第8号

資本関係・人的関係調書

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田コンサルタント株式会社

代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎 実印

このことについて、山田町に対して競争入札参加資格の申請を行っている(競争入札参加資格を有している)資本関係・人的関係を有する他の会社は、下記のとおりです。

記

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○をすること。)

(1) 親会社等(会社法第2条第4号の規定によるもの)

本店住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町〇番〇号
商号又は名称	山田建設株式会社
本店電話番号	0193-82-0000

(2) 子会社等(会社法第2条第3号の規定によるもの)

本店住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町△番△号
商号又は名称	八幡コンサルタント株式会社
本店電話番号	0193-82-△△△△

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○をすること。)

役職	氏名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
代表取締役	山田 太郎	山田建設株式会社	常務取締役

1 該当がない場合でも必ず作成し、提出してください。

2 該当有りとなる基準については、次ページの「様式第8号記載要領」を参照してください。

様式第8号記載要領

1 資本関係・人的関係調書（様式第8号）は、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、全ての申請者が提出してください。

2 資本関係・人的関係とは、次の(1)、(2)をいいます。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※親会社、子会社の定義

（会社法）

第2条第3号（子会社の定義）

会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

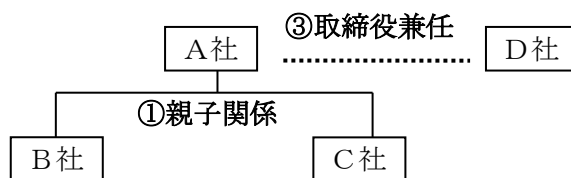
第2条第4号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

※役員 の定義

- 1 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- 2 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- 3 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- 4 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

（イメージ図）



②親会社と同じ子会社同士

凡例

—— 資本関係の繋がりあり

..... 役員等の兼任あり

該当基準

- ① 親会社と子会社の2者
- ② 親会社を同じくする子会社同士
- ③ 役員 の兼任等

※ ①、②について、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

※ ③について、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

(記載例)

様式第9号

令和6年2月〇〇日

※必ずこの様式(山田町様式)を使用してください。

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。
また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) **岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号**
商号又は名称 **山田コンサルタント株式会社**
代表者職氏名 **代表取締役 山田 太郎** 実印

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、山田町が山田町暴力団排除条例(平成25年山田町条例第8号。以下「条例」という。)に基づき、公共工事の発注、物品の購入その他の町の事務により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別記の記載事項を読み了承した上で、下記事項について誓約します。

記

- 私は、条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、山田町から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、本誓約書、入札参加資格審査申請書その他の書類の全部または一部(書類の記載内容の抜粋を含む。)を宮古警察署等に提供することに同意します。
- 宮古警察署等からの通報又は山田町からの照会に対する宮古警察署等からの回答により、私が本誓約書1に該当することが確認された場合は、各資格等規程の定めるところに従い、入札参加資格の不認定又は取消しを受けるとともに、その他の排除措置に従います。

役員等一覧

令和6年2月〇〇日

役職	氏名	氏名のカナ (カタカナ)	性別 (男・女)	生年月日 (大正 T, 昭和 S 平成 H, 令和 R)	住所
代表取締役	山田 太郎	ヤマダ タロウ	男	S35.5.1	山田町八幡町3番20号
取締役	山田 一郎	ヤマダ イチロウ	男	S60.10.10	山田町船越第6地割52番地8
監査役	岩手 花子	イワテ ハナコ	女	S40.1.1	山田町豊間根第3地割177番地4
法人の場合は、監査役も含めた登記されている全ての役員を記載してください。 役員が多いため、本様式の枠内に書ききれない場合は、枠内に「別紙のとおり」と記入した上で、別紙(様式第9号関係)「役員の一覧表」に記載してください。					

注1 この表には、次に該当する者について記載してください。

- 法人にあっては、登記されている全ての役員(辞任・退任した役員は記載不要)
- 個人にあっては、その者(事業主)

注2 記載された個人情報は、宮古警察署等に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

注3 記入欄が不足する場合は、別紙(様式第9号関係)を使用してください。

(記載例)

様式第10号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届

令和〇年〇月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

申請者欄は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））」の「申請者」欄の記載内容と一致させてください。ただし、「住所（所在地）」「商号又は名称」「代表者職氏名」に変更があった場合は、変更後の内容で記載してください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

申請者 住所（所在地） **岩手県下閉伊郡山田町中央町1番2号**
商号又は名称 **山田測量設計株式会社**
代表者職氏名 **代表取締役 山田 一郎** 実印

担当者 所 属 **総務部**
職・氏名 **事務 山田 二郎**
電話番号 **0193-84-3232**

先に提出しています建設関連業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の記載事項が、次のとおり変更となりましたので、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
商号又は名称	山田コンサルタント(株)	山田測量設計(株)	令和〇年〇月〇〇日
代表者	山田 太郎	山田 一郎	令和〇年〇月〇〇日
所在地	岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号	岩手県下閉伊郡山田町中央町1番2号	令和〇年〇月〇〇日

異動等により当初の申請内容に変更が生じた場合には、本様式に当該変更内容を記載し、下記の添付書類とともに速やかに山田町役場財政課まで提出してください。

※添付書類

変更事項	添 付 書 類
商号又は名称	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可） ・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第3号）（登録印鑑が変更の場合）
所 在 地	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可） （本店又は登記されている営業所等の所在地が変更の場合）
代 表 者	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可）（法人の代表者が変更の場合） ・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第3号）（登録印鑑が変更の場合） ・町税の滞納がないことの証明書（証明願）（代表者個人の住所が町内の場合）
委 任 関 係	・委任状（様式第2号）
使 用 印 鑑	・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第3号）
資本関係・人的関係	・資本関係・人的関係調書（様式第8号）
電 話 番 号	・添付書類不要で上記欄に記入
F A X 番 号	
その他の事項	・その他指示する書類

(記載例)

様式第11号

令和〇年〇月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

申請者 住所(所在地) **岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号**
商号又は名称 **山田コンサルタント株式会社**
代表者職氏名 **代表取締役 山田 太郎** 実印

申請者欄は、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

担当者 所 属 **総務部**
職・氏名 **事務 山田 二郎**
電話番号 **0193-84-3232**

廃業届

下記のとおり営業を廃止しましたので、届け出ます。

記

- 1 資格者名 **山田コンサルタント株式会社**
- 2 業種区分 **測量・建築・土木・地質・補償**
- 3 廃業年月日 **令和〇年〇月〇〇日**
- 4 廃業の理由 **測量業務を廃止したことによる。**

この様式は、資格者名簿登載後において、登載された業種区分を廃業した際に提出する様式となります。

別表

有資格技術者一覧表

業種区分	業務内容	資格等
測量	地上測量	測量士
	地図の調整	測量士
	航空測量	測量士
建築関係建設コンサルタント	意匠	一級建築士、二級建築士、インテリアコーディネーター又はインテリアプランナーのいずれか
	構造	一級建築士、二級建築士又はJSCA建築構造士のいずれか
	暖冷房	技術士・衛生工学部門（建築物環境衛生管理）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士（1級又は2級）のいずれか
	衛生	技術士・衛生工学部門（建築物環境衛生管理）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士（1級又は2級）のいずれか
	電気	技術士・電気電子部門（電気設備）、技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備）、RCCM（電気電子）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）、電気工事士（第一種又は第二種）又は電気工事施工管理技士（1級又は2級）のいずれか
	建築積算	一級建築士、二級建築士又は建築積算士のいずれか
	機械設備積算	技術士・機械部門（加工・生産システム・産業機械）、技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士（1級又は2級）のいずれか
	電気設備積算	技術士・電気電子部門（電気設備）、技術士・総合技術監理部門（電気電子－電気設備）、RCCM（電気電子）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）、電気工事士（第一種又は第二種）又は電気工事施工管理技士（1級又は2級）のいずれか

業種区分	業務内容	資格等
土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎	技術士・建設部門（土質及び基礎）、技術士・総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）、RCCM（土質及び基礎）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	鋼構造物及びコンクリート	技術士・建設部門（鋼構造及びコンクリート）、技術士・総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	河川、砂防及び海岸	技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）、技術士・総合技術監理部門（建設－河川、砂防及び海岸・海洋）、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	電力土木	技術士・建設部門（電力土木）、技術士・総合技術監理部門（建設－電力土木）、RCCM（電力土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	道路	技術士・建設部門（道路）、技術士・総合技術監理部門（建設－道路）、RCCM（道路）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	トンネル	技術士・建設部門（トンネル）、技術士・総合技術監理部門（建設－トンネル）、RCCM（トンネル）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	施工計画、施工設備及び積算	技術士・建設部門（施工計画、施工設備及び積算）、技術士・総合技術監理部門（建設－施工計画、施工設備及び積算）、RCCM（施工計画、施工設備及び積算）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	建設機械	技術士・機械部門（機構ダイナミクス・制御）、技術士・機械部門（加工・生産システム・産業機械）、技術士・総合技術監理部門（機械－機構ダイナミクス・制御）、技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）、RCCM（機械）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	造園	技術士・建設部門（都市及び地方計画）、技術士・総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地域計画又は造園）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者又は 1 級造園施工管理技士のいずれか

業種区分	業務内容	資格等
土木関係建設コンサルタント	鉄道	技術士・建設部門（鉄道）、技術士・総合技術監理部門（建設－鉄道）、RCCM（鉄道）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	上水道及び工業用水道	技術士・上下水道部門（上水道及び工業用水道）、技術士・総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道）、RCCM（上水道及び工業用水道）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	下水道	技術士・上下水道部門（下水道）、技術士・総合技術監理部門（上下水道－下水道）、RCCM（下水道）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	農業土木	技術士・農業部門（農業農村工学）、技術士・総合技術監理部門（農業－農業農村工学）、RCCM（農業土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者、農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士のいずれか
	森林土木	技術士・森林部門（森林土木）、技術士・総合技術監理部門（森林－森林土木）、RCCM（森林土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者又は林業技士（森林土木部門）のいずれか
	都市計画及び地方計画	技術士・建設部門（都市及び地方計画）、技術士・総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	港湾及び空港	技術士・建設部門（港湾及び空港）、技術士・総合技術監理部門（建設－港湾及び空港）、RCCM（港湾及び空港）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	建設環境	技術士・建設部門（建設環境）、技術士・衛生工学部門、技術士・環境部門、技術士・総合技術監理部門（建設－建設環境）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学部門の選択科目）、技術士・総合技術監理部門（環境部門の選択科目）、RCCM（建設環境）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか
	水産土木	技術士・水産部門（水産土木）、技術士・総合技術監理部門（水産－水産土木）、RCCM（水産土木）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験 20 年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が 25 年以上の者のいずれか

業種区分	業務内容	資格等
土木関係 建設 コンサルタント	電気・電子	技術士・電気電子部門、技術士・総合技術監理部門（電気電子の選択科目）、RCCM（電気電子）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
地質調査	地質調査	技術士・建設部門（土質及び基礎）、技術士・応用理学部門（地質）、技術士・総合技術監理部門（建設—土質及び基礎）、技術士・総合技術監理部門（応用理学—地質）、RCCM（土質及び基礎）、RCCM（地質）、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は地質調査技士のいずれか
補償関係 コンサルタント	土地調査	補償業務管理士（土地調査）、測量士、土地改良補償業務管理者又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	土地評価	補償業務管理士（土地評価）、不動産鑑定士又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	物件	補償業務管理士（物件）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	機械工作物	補償業務管理士（機械工作物）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	営業・特殊補償	補償業務管理士（営業補償・特殊補償）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	事業損失	補償業務管理士（事業損失）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	補償関連	補償業務管理士（補償関連）又は当該部門補償業務の業務経験7年以上の者のいずれか
	不動産鑑定	不動産鑑定士

備考

- 1 技術士の括弧内は、2次試験における選択科目です。
- 2 RCCM及び補償業務管理士の括弧内は、部門です。
- 3 土木関係建設コンサルタントにおける大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者及び高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者（実務経験者）については、次により申告できます。
 - (1) 1人の技術者につき、一つの業務に限り申告することができます。
 - (2) 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の一つの業務について申告することができます。

次のページに続く

4 次の表の左欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を有する者とみなします。

資格名	対応する資格
技術士・機械部門（流体機械）、技術士・機械部門（流体工学）	技術士・機械部門（流体機器）
技術士・機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）、技術士・機械部門（交通・物流機械及び建設機械）	技術士・機械部門（機構ダイナミクス・制御）
技術士・機械部門（機械設備）、技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）	技術士・機械部門（加工・生産システム・産業機械）
技術士・電気・電子部門	技術士・電気電子部門
技術士・電気電子部門（発送配変電）	技術士・電気電子部門（電力・エネルギーシステム）
技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸）	技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
技術士・水道部門	技術士・上下水道部門
技術士・衛生工学部門（廃棄物処理）、技術士・衛生工学部門（廃棄物管理計画）、技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）	技術士・衛生工学部門（廃棄物・資源循環）
技術士・衛生工学部門（空気調和施設）、技術士・衛生工学部門（建築環境施設）、技術士・衛生工学部門（大気管理）、技術士・衛生工学部門（空気調和）、技術士・衛生工学部門（建築環境）	技術士・衛生工学部門（建築物環境衛生管理）
技術士・農業部門（農業土木）	技術士・農業部門（農業農村工学）
技術士・林業部門（森林土木）	技術士・森林部門（森林土木）
技術士・総合技術監理部門（機械－流体工学）	技術士・総合技術監理部門（機械－流体機器）
技術士・総合技術監理部門（機械－交通・物流機械及び建設機械）	技術士・総合技術監理部門（機械－機構ダイナミクス・制御）
技術士・総合技術監理部門（機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）	技術士・総合技術監理部門（機械－加工・生産システム・産業機械）
技術士・総合技術監理部門（電気電子－発送配変電）	技術士・総合技術監理部門（電気電子－電力・エネルギーシステム）
技術士・総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物管理）	技術士・総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）
技術士・総合技術監理部門（衛生工学－大気管理）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－空気調和）、技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築環境）	技術士・総合技術監理部門（衛生工学－建築物環境衛生管理）
技術士・総合技術監理部門（農業－農業土木）	技術士・総合技術監理部門（農業－農業農村工学）
RCCM（河川、砂防及び海岸）	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
RCCM（建設機械）	RCCM（機械）
RCCM（電気・電子）	RCCM（電気電子）